

## 2024年度介護報酬改定の変更ポイント 居宅介護支援

### 【入院時情報連携加算】

利用者が入院する場合に、介護支援専門員が利用者の情報を医療機関の職員に提供することを評価する加算です。

	介護報酬改定前(2024.3まで)	介護報酬改定後(2024.4から)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院後3日以内	入院と当日中 ※入院日以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
単位数	200単位/月	250単位/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院後7日以内	入院後3日以内 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
単位数	100単位/月	200単位/月

### 【退院・退所加算】

病院・診療所・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型老人福祉施設から退院・退所する利用者が対象。

在宅での生活に移行する利用者について情報提供を受け介護サービスの調整等を行うことを評価する加算です。

	算定要件
退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位	①・②・③
退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位	①・②「カンファレンス」・③
退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位	①・②「カンファレンス以外の方法」「2回以上」・③
退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位	①・②「2回以上受け、うち「1回以上はカンファレンス」によること」・③
退院・退所加算(Ⅲ) 900単位	①・②「3回以上」受けうち「1回以上はカンファレンス」によること」・③

①退院退所に当たり医療機関等の職員と面談(テレビ電話等の活用可)をおこなうこと

②医療機関等の職員から利用者に関わる情報提供を「カンファレンス以外の方法」により「1回」受けていること

③必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること

### 退院・退所加算の留意点

・利用者・家族が参加する医療機関等の職員との面談において、テレビ電話装置等を活用する場合、活用について利用者・家族の同意を得るひつようがあります。

・テレビ電話装置等を活用する場合、個人情報保護委員会・厚労省個人情報の取り扱いガイダンスやシステムの安全管理に関するガイドラインを厳守することが求められる。

・同日に必要な情報提供を受けた場合やカンファレンスに参加した場合でも1回として算定します。

・原則として、退院・退所前に得ることが望ましいとされていますが、退院後7日以内に情報を得た場合でも加算を算定することができます。

・カンファレンスに参加した場合は、日時・開催場所・出席者・内容の要点について居宅サービス計画書に記録し、利用者・家族に提供した文書の写しを添付する必要があります。